

第2回あま市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(1) 県内の発生状況（2月26日現在）

○愛知県内における新型コロナウイルス感染者の発生状況

	陽性者数	備考
対策検討会 (2月8日現在)	2人	
第1回対策本部会議 (2月17日現在)	6人	尾張地区居住者2人含む
第2回対策本部会議 (2月26日現在)	20人	尾張地区居住者3人含む

※感染者には、外国籍（2人）含む。

あま市新型インフルエンザ等対策行動計画における新型コロナウイルス感染症の発生段階は、現在のところ「県内発生早期」の段階であり、今後の状況により県内感染期に移行する可能性がある。

(2) 愛知県の役割について

県内発生早期における愛知県の役割については、以下のとおり。市においては、現在行っているマスク着用を始めとする感染症予防対策の勧奨、情報提供等を引き続き行っていく。

○感染の疑いのある者の相談・検査

【相談】 帰国者・接触者相談センター（津島保健所 電話：0567-24-6999）

【検査】 帰国者・接触者外来（県内42か所※病院名非公表）

※帰国者・接触者外来は検体採取のみ。検査は愛知県衛生研究所にて行う。

○感染が判明した場合

感染症指定医療機関（厚生連海南病院）への入院措置、濃厚接触者及び行動経路等を調査

【学校・福祉施設で発生した場合】

- ・基本的には、保健所の指導のもと、必要があれば各施設で消毒を実施。
- ※ウイルスの感染力などがはっきりしていないため、防護服を着てまでの消毒となるかは不明。
- ・学校関係者の患者間の情報について、適切な情報共有をする。
- ・必要と判断した場合は、福祉施設等に対し、休業を要請する。

○県職員の感染防止

職員の時差通勤の拡大（公共交通機関で通勤する職員対象。2月20日開始）

○県内中小企業への支援（経済環境適応資金／サポート資金【経営あんしん】）

新型コロナウイルス関連した肺炎の感染拡大により、間接的・直接的に影響を受けている中小企業を対象に、金銭面での支援を強化。

(3) 市における対策について

○市職員の健康管理

市職員には、引き続きマスクの着用をはじめとする咳エチケット、手洗いうがい等の基本的な感染対策を勧奨する。また、毎日本体を測定するなど、日々の健康チェックも重要となってくる。

その他、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた市職員の服務上の取扱い等について検討する必要がある。

服務上の取扱い	
○風邪の症状がある場合 ⇒37.5℃以上の発熱のある者等	出勤を自粛 (病気休暇または年次休暇)
○新型コロナウイルスの感染が疑われる場合 ⇒新型コロナウイルスの検査に要する期間及び観察期間	出勤を自粛 (職務専念義務免除)
○濃厚接触者として停留の措置を受けている場合 ⇒県の健康観察対象者となった者	出勤不可 (交通途絶休暇)
○感染した場合 ⇒自宅療養、入院等	出勤不可 (職務専念義務免除)

職員の感染防止に向けた対応
○時差通勤の弾力的な運用（公共交通機関利用者）
○通勤方法の変更（公共交通機関から自動車等への一時的変更）
○会議や研修の参加または開催する際の感染予防 ・手指消毒の徹底やマスクの着用を勧奨 ・換気、机・ドアノブなどの消毒

○市関連施設の利用制限

市関連施設について、現時点では通常どおり開館、新規利用受付を行っているが、状況の変化により、閉館措置及び利用受付の停止を想定しなくてはならない。どこまで制限するのか、どのタイミングで制限するのかの検討も必要となる。

福祉施設については、施設職員に対し、新型コロナウイルスについて正しい認識を持つとともに、感染対策マニュアルを通して、基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めるよう指導しなければならない。

【参考】「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（厚労省）
「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」（厚労省）

○イベント等の開催の自粛、延期について

感染拡大を防ぐ観点から、県内市町村においても、市町村主催（後援含む）事業の中止が発表されている。本市においても、イベント等の開催の自粛、延期について改めて検討する必要がある。（資料1参照）

なお、令和2年2月25日現在、尾張地区35市町村におけるイベント等の自粛については、18町村で市主催または関係団体主催（後援等）のイベント等の中止が決定している。（資料2参照）

○業務継続計画について

市職員の感染が判明した場合、多くの職員が新型コロナウイルス感染症の疑いのある「健康観察対象者」となり、外出の自粛を要請され、出勤ができなくなる可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症の感染期に入った場合、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる。

職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底し、不要不急の業務を中止・中断することにより、業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることが必要となる。(資料3参照)

優先度	業務の性格
強化・拡充業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の発生により新たに業務量が増加するもの。 ・市内の市民生活や経済の混乱防止、関係機関や事業者との連携、支援などの業務も該当する。
一般継続業務	非常時においても必ず継続しなければならない業務 (人命にかかわる業務、市民生活の維持に不可欠な業務等)
縮小・中断業務	<p><縮小業務> 業務を中止できないが、一般継続業務に該当せず、通常の業務内容を縮小する業務</p> <p><中断業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の終息後に先送りすることが可能な業務 ・感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務

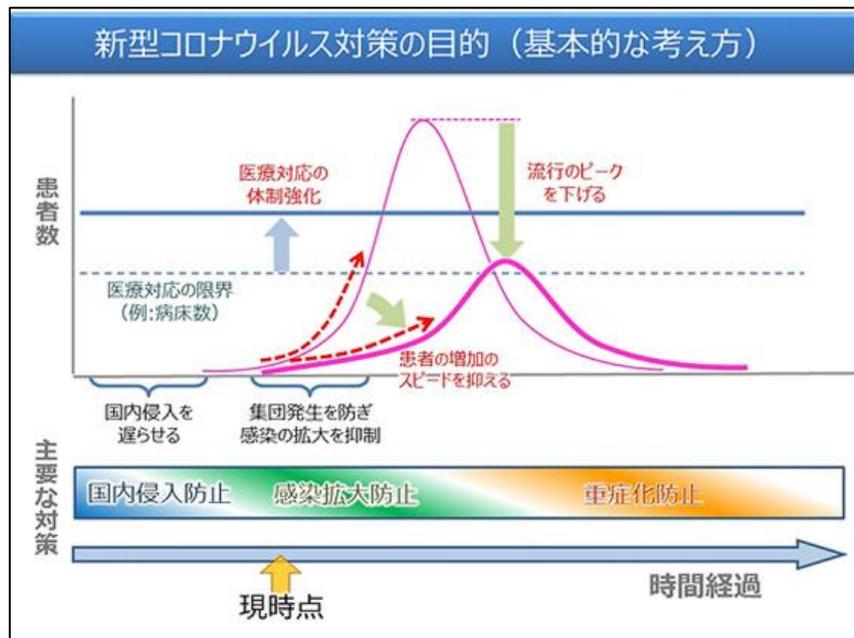
業務の優先度等の判断の視点

休止等による社会的影響の有無
○市民の生命・安全の保持に支障があるか。
○市民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。
○財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。
市の他の業務への影響の有無
○中止・中断により、市の行政機能や対策本部等の業務に支障があるか。
法令上の処理期限等の有無
○法令上の処理期限や実施サイクルの義務付け等があるか。
通常の業務実施体制の継続の可否
○業務の性格上、発生前とほぼ同様の体制を維持する必要があるか。
その他
○業務を中止しても、その後の対応が可能か。
○感染拡大の観点から、積極的な中止等が望ましい業務であるか。

○新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解

新型コロナウイルス感染症が広がっている問題を受けて、2月24日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開かれ、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解が示された。

この中で、ウイルスの特性上、1人ひとりの感染を完全に防止することは不可能であるが、感染拡大のスピードを抑制することは可能であると考えられるとし、この1～2週間の動向が、国内に急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際であるとされた。



感染拡大のイメージ（2月24日専門家会議資料より）

また、感染リスクが高いのは、対面で人と人との距離が近い接触が会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境だと考えられている。こうした環境での感染を通じ、1人の人から多数の人に感染するような事態がさまざまな場所で続けて起きることが、もっとも懸念されることであるとしている。

新型コロナウイルス感染症対策の最大の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡数を減らすことになる。

市民、教育機関、企業など全てのものが感染の急速な拡大を防ぐための大切な役割を担っているため、それぞれの活動の特徴を踏まえ、できうる限りの工夫を講じるなど、協力してもらいたいとしている。

○新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

専門家からの助言を受け、国は令和2年2月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部を開き、感染拡大防止のための総合的な基本方針を決定した。（資料4参照）

【基本方針の主なポイント】

- | | |
|---------|-----------|
| ・ 感染の状況 | ・ ウイルスの特徴 |
| ・ 対策の目的 | ・ 国民の対策 |
| ・ 企業の対策 | ・ 地域の対策 |